

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋正道
福安金之助

第2 監査の種類

財政援助団体監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

令和3年9月14日から令和3年10月19日まで

2 監査の対象とした団体

	対象法人・団体名	所管部課名
財政援助 団体	みよし市成人式実行委員会	教育部 教育行政課
	黒笹保育園（民間運営） （学校法人名古屋文化学園）	子育て健康部 子育て支援課
	みよし市給食協会	教育部 学校教育課（学校給食センター）
	総合型地域スポーツクラブ 三好さんさんスポーツクラブ	教育部 スポーツ課
	総合型地域スポーツクラブ 三好ともいきスポーツクラブ	教育部 スポーツ課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

令和2年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行

(2) 対象補助金及び交付決定額

ア みよし市成人式実行委員会補助金	1,918,457円
イ みよし市私立保育園補助金(黒笹保育園)	43,630,944円
（ア）みよし市私立保育園運営費補助金	29,144,557円
（イ）みよし市私立保育園一時的保育事業費補助金	7,990,900円

(ウ) みよし市私立保育園子育て支援センター事業費補助金	4, 768, 397円
(エ) みよし市私立保育園嘱託医報酬補助金	878, 890円
(オ) みよし市私立保育園保育環境改善等事業補助金	348, 200円
(カ) みよし市児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金	500, 000円
ウ みよし市給食協会補助金	242, 366, 334円
エ みよし市地域スポーツクラブ補助金 (さんさんスポーツクラブ)	2, 000, 000円
オ みよし市地域スポーツクラブ補助金 (ともいきスポーツクラブ)	356, 655円

4 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付について、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金等の決定は法令等に適合しているか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合・確認するとともに団体職員から説明を聴き取りするなど、実地調査により監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 みよし市成人式実行委員会

みよし市成人式実行会である新成人が自らの手で成人式を企画運営することにより、もって社会人としての自覚を促すことを目的に補助金を交付しています。

監査は、10月7日にみよし市役所にて、関係職員から補助対象事業の実施状況の聴き取りを行うとともに、補助金申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

2 学校法人名古屋文化学園 黒笹保育園

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により市内に設置された私立保育園の職員の処遇向上、施設の運営改善及び保育内容の充実を図ることを目的に補助金を交付しています。令和2年度は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するとともに利用児童の保育環境の改善を図るために実施する事業(コロナウイルス感染症対策)に対し補助金を交付しました。

監査は、10月7日に黒笹保育園にて、関係職員から補助対象事業の実施状況の聴き取りを行うとともに、みよし市私立保育園運営費補助金を始め6事業の補助金申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

3 みよし市給食協会

みよし市給食協会には、市内の児童、生徒及び園児の給食に関する業務について、調理業務等が安全かつ衛生的に実施され、安定的な学校給食等の供給を図ることを目

的に補助金を交付しています。

監査は、10月8日にみよし市給食センターにて、関係職員から補助対象事業の実施状況の聴き取りを行うとともに、補助金申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

4 総合型地域スポーツクラブ さんさんスポーツクラブ

地域スポーツクラブに対し、スポーツに親しみ心身ともに健康で明るい市の実現を図ることを目的に補助金を交付し、事業を実施しています。

監査は、10月14日にみよし市役所にて、関係職員から補助対象事業の実施状況の聴き取りを行うとともに、補助金申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

5 総合型地域スポーツクラブ ともいきスポーツクラブ

地域スポーツクラブに対し、スポーツに親しみ心身ともに健康で明るい市の実現を図ることを目的に補助金を交付し、事業を実施しています。

監査は、10月19日に東海学園大学にて、関係職員から補助対象事業の実施状況の聴き取りを行うとともに、補助金申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

第5 監査意見

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則をはじめ経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に処理されているものと認められました。

しかしながら、一部の財政援助団体で下記のとおり見受けられた案件については、担当課において指導をお願いします。

みよし市成人式実行委員会補助金では、補助金の交付申請が実行委員会開催後にされており、また事業の完了日が明確になっていないなど見受けられました。よりの確な事務処理に努めていただきますようお願いします。

みよし市私立保育園補助金では、事業に係る費用の支払が、学校法人名古屋文化学園での支払となっているため、黒笹保育園事業に係る支払の確認ができませんでした。今後は、補助対象事業の支払が確認できるよう、差額の考え方を整理し、算出根拠・内容書類の作成、明細書の照合が完結されるよう整備をお願いします。

総合型地域スポーツクラブ（さんさんスポーツクラブ）では、人件費の源泉徴収事務について必要と判断されるものがありましたので、今後手続きをするようお願いします。

所管課は関係団体との連携を心掛け、実情を把握するとともに指導・監督を適切に行うようお願いします。全体として、補助金の使途は、補助金交付目的に沿ったもので、十分な効果を上げていることを確認しました。